別表六の二（三）付表一　各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細

試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における試験研究費の額			1	円	連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	一部控除の場合	最初の超過連結事業年度	最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合	繰越控除金額（別表六の二（三）「23」）	20	円
	各連結法人の試験研究費の額の合計額（各連結法人の(1)の合計）			2						直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二（三）付表二「39の②」）	21	
	当期税額控除額（別表六の二（三）「11」）			3						総額方式分控除可能額（16）	22	
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 (3)×(1)/(2)			4						(20)－(21)－(22)	23	
特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における特別試験研究費の額（別表六の二（六）「7の計」）			5						各連結法人の最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額	24	
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の(5)の合計）			6						最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の(24)の合計）	25	
	当期税額控除額（別表六の二（三）「18」）			7						(23)×(24)/(25)	26	
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (7)×(5)/(6)			8						(19)＋(26)	27	
連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	全額控除の場合	連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二（三）付表二）		9				最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度	試験研究費の総額に係るもの	税額控除未済額（別表六の二（三）付表二「36の①」）	28	
	一部控除の場合	最初の超過連結事業年度	合計額が繰越控除金額を超える場合総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の	繰越控除金額（別表六の二（三）「23」）	10					各連結法人の各連結事業年度の試験研究費の額	29	
				直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二（三）付表二「39の②」）	11					各連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の(29)の合計）	30	
				(10)－(11)	12					(28)×(29)/(30)	31	
				各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	13					特別研究税額控除未済額（別表六の二（三）付表二「36の②」）	32	
				最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の(13)の合計）	14					各連結法人の各連結事業年度の特別試験研究費の額	33	
				(12)×(13)/(14)	15					各連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の(33)の合計）	34	
			直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合最初超過連結事業年度控除可能額及び	総額方式分控除可能額（最初の超過連結事業年度の別表六の二（三）付表二「36の①」）	16					(32)×(33)/(34)	35	
				各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	17					連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は(((15)又は(27))＋(31)＋(35))	36	
				最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の(17)の合計）	18							
				(16)×(17)/(18)	19							

各連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

試験研究費の総額に係る控除未済金額（別表六の二（三）「6」－「11」）	37	円	特別試験研究費に係る控除未済金額（別表六の二（三）「14」－「18」）	39	円
(37)のうち各連結法人の個別帰属額 (37)×(1)/(2)	38		(39)のうち各連結法人の個別帰属額 (39)×(5)/(6)	40	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）